

ID: 3042

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	鳥獣の捕獲の許可(被害の防止の目的とするカルガモ等の捕獲等(鳥類にあっては、卵の採取等を含む。)及び飼養の目的とするメジロの捕獲等に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可) 第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。 (1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。 (2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。 (3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日